

---

## はしがき

会社法は、平成17年に単行法化されて以来、平成26年に改正がなされた。また、関連する法律についても、ここ数年間だけでも、平成26年、27年、29年の金融商品取引法の改正、平成29年の民法（債権関係）の改正、平成30年の商法（運送・海商関係）等の改正等、大きな改正が続いている。

また、こうした法改正だけではなく、商法が実質的に対象とする範囲の中でも、とりわけ、会社法においては、新たな裁判例の蓄積等が目覚ましく、その範囲は、拡大の一途をたどっている。

そこで、こうした大きな変化について対応した、新しい会社法の教科書の刊行が、強く望まれてきたところである。

本教科書は、本『スタンダード商法』シリーズの第2巻にあたるが、本シリーズのコンセプトに沿って、基本となる幹の部分を丁寧に概説することにより、主として、法学部生をはじめ、経済学部、商学部、経営学部等の学生の皆さんが、会社法の全体像をしっかりと修得しながら、リーガルマインドを養成することができるように、標準的な内容を提供すべく、執筆されている。

会社法は、ダイナミックで生き生きとした企業活動に直結している法律であるが、商法の中でも特に細かく技術的な制度も多いことから、ややもすると、学生の皆さんにとって、何となく近づきにくい印象を与えてしまいがちな法律でもある。そこで、本教科書の執筆にあたっては、初めて会社法を学ぶ学生の皆さんが、興味関心をもって、分かりやすく、会社法を学べるように、特に配慮と工夫を重ねた。そのため、本教科書では、本シリーズの他の教科書ともある程度共通しているが、本文をできる限り分かりやすく記述するとともに、本文とは別にスペースを設けて、理解を容易にし興味関心を抱きやすくするように、「論点」、「コラム」、「図表」をできる限り多く配置する等の工夫を行った。

このような本教科書が、これまでに刊行されてきた優れた教科書と並び、広く世の中に歓迎され、永きに亘って愛されることを心より祈念してやまない。

本教科書の執筆にあたっては、会社法の研究・教育において、顕著な業績を有する先生方に大変お世話になった。特に、本教科書は、平成最後となる大き

---

な改正を反映した内容からなるが、執筆者の先生方の御尽力は並々ならぬものであったと思われる。末筆ながら、本教科書の刊行に向けて鋭意取り組んで下さった執筆者各位に心より敬意を表するものである。

また、本教科書の刊行にあたっては、法律文化社の皆様、特に、小西英央氏と梶原有美子氏に大変お世話になった。ここに記して、心より感謝申し上げる次第である。

2018年12月

徳本 穰